

電話受付可能(条件あり)。

### <受付前チェック事項>

- 撤去申請する水道番号又はメーター番号はご存じですか？ No →窓口申請となります。(※1)
- 給水施設所有者は説明事項を了承していますか？ No →申請できません。
- 使用中止の申請はすんでいますか？ No →中止後の申請となります。

## 完全撤去申込書

うるま市水道事業給水条例第5条に係る給水装置の撤去について、説明事項を了承して、下記のとおり撤去を申し込みします。

令和 年 月 日

申請者住所

工事名

電話番号

### 1 撤去する給水施設

住所

所有者氏名

水道番号

またはメーター番号

### 2 撤去方法 (いずれかに○)

1 自己撤去 (自己負担)

2 依頼撤去 (無料)

## 説明事項

<使用中止と完全撤去の大きな違いについては、>

再度水道の使用する場合、**使用中止**の場合は開栓の手続きですむのに対し**完全撤去の場合**には**新規の手続きと手数料それに加入金が必要となります。**

<撤去方法の違いについては>

原則として、申込者の負担で指定店に依頼して撤去するのに対し、**行政サービスとして水道部負担で撤去するのが依頼撤去です。**

そのため**依頼撤去の場合**には、撤去作業の効率化、工事業者の状況等により作業日程が決まるため、**撤去期限のお約束、作業日の事前連絡等が出来ません**ので、お急ぎの場合などは自己撤去をお勧めします。

※給水管が分岐使用されているなど、給水状況によっては給水管等の撤去が出来ない場合がございます。

※担当課記入欄

オフセット	課長	調定係長	調定係	給水係長	給水係	受付

※1 水道/メーター番号 **両方不明の場合には、図面/写真等による特定が必要**となります。